

公正競争規約の新車及び中古車に関する 施行規則改正(案)が承認されました

2026年3月24日(火)に開催された第152回理事会において、以下の「自動車業における表示に関する公正競争規約についての新車及び中古自動車に関する施行規則改正(案)」が承認されました。

<新車関係>

1. プラグイン燃料電池車(FCV)の「総走行距離数」の表示実施に伴う燃料消費率の表示に関する新車施行規則改正(案)

<中古車関係>

2. 店頭展示車の表示(プライスボード)に関する中古車施行規則改正(案)の一部修正(案)
3. 修復歴に該当する骨格部位の名称変更に伴う中古車施行規則改正(案)

⇒ 各改正(案)の詳細につきましては、「別紙」をご参照ください。

今後、消費者庁及び公正取引委員会への承認申請手続きを進め、施行日等の詳細につきましては、分かり次第、改めてお知らせいたします。

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 業務本部 四輪車業務部まで

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112

自動車業における表示に関する公正競争規約について の新車及び中古自動車に関する施行規則改正(案)

(新車関係)

1. プラグイン燃料電池車(FCV)の「総走行距離数」の表示実施に伴う 燃料消費率の表示に関する施行規則改正(案)

1) 経緯等

◇現在、FCVの国土交通省審査値は、「水素1kgあたりの走行距離数(km/kg)」のみだが、国交省において、以下の検討が行われている

- (1) UNR154に基づくWLTPの「一充填走行距離(km)」の試験法を追加
- (2) プラグインFCVについては、「一充電走行距離(WLTCモード)」の試験法を追加
- (3) 総走行距離数「(1)+(2)」の試験法を追加

⇒「(1)一充填走行距離」及び「(2)一充電走行距離」は、国土交通省審査値となる予定だが、「(3)総走行距離数」は「国土交通省審査値」とはならない予定

◇自工会から、「日常使いの短距離走行はEV距離、ロングドライブではトータルの距離に関する情報提供が重要なため、「(3)総走行距離数」についても表示できるよう検討をお願いしたい」との要請があった

※規約第5条第4号において、「燃費の表示に使用できるデータは、公式テスト値に限る」と定めており、「公式テスト値」については、新車施行規則第20条で、車両法第75条に基づく国交省の指定を受けた数値と定めている

●規約抜粋

(特定事項の表示基準)

第5条 (4) 燃費の表示に使用できるデータは、公式テスト値又は公的第三者によるテスト値に限るものとし、必ずその旨を付記するものとする。併せて、当該値は、一定の試験条件下での数値であり、実際の走行条件等により異なる旨を明瞭に表示すること。

●新車施行規則抜粋

第20条 2 規約第5条第4号の「公式テスト値」とは、道路運送車両法第75条の規定に基づき国土交通大臣の指定を受けた数値をいう。

◇プラグインFCVの「総走行距離数」については、数値を算出するための試験法が関係法令に基づく書類に記載される等、客観性が担保されることから、当該数値の表示が可能となるよう、新車施行規則を改正することとしたい

2) 施行規則改正(案)のポイント

◇「国土交通省審査値」に加え、国土交通省が定める試験法に基づき測定された数値についても、カタログ等に表示ができることとする

⇒ ただし、道路運送車両法第75条に基づく諸元値ではないため、「主要諸元」欄への表示は不可

◇「一定の試験条件下の数値である」旨(燃費の付記説明)等の具体的な表示内容については、今後の状況を踏まえ検討

➔ 新車施行規則「新旧対照表」は5頁をご参照ください

3) 今後の予定

◇理事会の承認を得た後、消費者庁及び公取委に承認を申請

(中古車関係)

2. 店頭展示車の表示(プライスボード)に関する施行規則改正(案)の一部修正(案)

1) 経緯等

◇店頭展示車の表示(プライスボード)に関する施行規則改正(案)については、昨年6月の定時総会での承認を得た後、消費者庁への承認申請に向け、同庁と調整を行っていたが、その過程において以下の指摘等があったため、それらを踏まえ、一部修正を行うこととした

2) 指摘事項及び修正(案)のポイント

①「第2条第1号」の用紙の大きさに関する「縦21.0センチメートル、横29.6センチメートルのA4判以上」との規定について

(指摘事項)

A4判と規定していれば、縦・横の長さを記載する必要はないのではないか

(修正案)

縦・横の長さは削除し、A4等のサイズはJIS規格に基づくものであることを明確にする

②「第2条第2号」の別表に定められていない用紙の大きさに関する文字のポイントは、「『A3判以上』欄のポイントを当該用紙の大きさに比例して減じたポイント以上の大きさとする」との規定について

(指摘事項)

「支払総額」や「車両価格」の文字は、用紙の大きさにかかわらず、一定の大きさ以上で表示することを規定しており、用紙の大きさに応じて小さくすることは適切ではないのではないか

「比例」等、数学的な表現は用いず、別表1を参考にして適切な大きさの文字を用いるという趣旨が規定されていればよいのではないか

(修正案)

別表1において、用紙の大きさを「A3以上」、「A3未満～B4以上」、「B4未満～A4以上」と規定し、用紙の大きさに応じて必要となる最低の文字の大きさが明確になるよう規定する

③「第2条第3号」の各表示事項(分類)に関する文字のバランスを「分類2から分類5までの事項は、昇順に同等又はより小さい文字で表示する」との規定について

(指摘事項)

「昇順」との用語は、主にデータソートにおいて使用されており、一般的に用いることは適切でないのではないか(法令においては使用されていない)

「分類2から分類5までの事項は、昇順に同等又はより小さい文字で」という表現が「分類2≧分類3≧分類4≧分類5」を適切に表現できていないのではないか

(修正案)

「昇順」との用語は使用せず、条文の中に「分類2の文字の大きさ≧分類3の文字の大きさ≧分類4の文字の大きさ≧分類5の文字の大きさ」と記載する

併せて、「車名及び主な仕様区分」については、車両を特定するための情報であるため、大きく表示することも想定されることから、最低文字サイズのみ規定し、「分類」による制限から除外する

④「第2条第4号」の「視認性に留意すること」との規定について

(指摘事項)

「留意する」とは具体的にどう表示するのか、規定されていないのではないか

(修正案)

「視認性を確保する」に修正する

➔ 改正(案)一部修正の中古車施行規則「新旧対照表」等は6～7頁をご参照ください

3) 今後の予定

◇理事会の承認を得た後、消費者庁及び公取委に承認を申請

3. 修復歴に該当する骨格部位の名称変更に伴う施行規則改正(案)

1) 経緯等

◇車両構造や設計技術の変化により、骨格部位の構成や使用範囲が多様化しており、従来の名称では実際の部位構成を十分に表現できていないことから、日査協の修復歴判断基準において、以下の骨格部位の名称の変更が行われることを踏まえ、中古車施行規則改正(案)を策定

※部位の名称の変更のみで、修復歴の定義が変更されるものではない

2) 施行規則改正(案)のポイント

◇以下の骨格名称を変更

- | | | |
|------------------------|---|--------------|
| (1) フレーム(サイドメンバー) | ⇒ | サイドメンバー・フレーム |
| (2) フロントインサイドパネル | ⇒ | インサイドパネル |
| (3) ピラー(フロント、センター及びリヤ) | ⇒ | ピラー |

➡ 中古車施行規則「新旧対照表」は8頁をご参照ください

3) 今後の予定

◇理事会の承認を得た後、消費者庁及び公取委に承認を申請

■新車に関する施行規則改正(案)【新旧対照表】 ※朱記変更箇所

| 改正案 | 現行規則 |
|---|---|
| <p>第1条～第19条(略)</p> <p>第20条 規約第5条第4号の「燃料消費率」とは、ガソリン等の燃料を使用する自動車の場合は、燃料1リットル当たりの走行距離を、電気自動車の場合は、一充電走行距離及び交流電力量消費率を、プラグインハイブリッド自動車の場合は、ハイブリッド燃料消費率、交流電力量消費率及び等価EVレンジをいう。</p> <p>2 規約第5条第4号の「公式テスト値」とは、道路運送車両法第75条の規定に基づき国土交通大臣の指定を受けた数値 <u>又は国土交通省が定める試験方法に基づき測定された数値</u>をいう。</p> <p>3 規約第5条第4号の「公的第三者によるテスト値」とは米国環境保護局(EPA)等のテスト結果に基づく数値をいう。ただし、国内市販車の仕様と異なるものを使用したテスト結果である場合にはその旨を付記するものとし、この場合にはアイキャッチャー又はメインのキャッチフレーズとして用いてはならないものとする。</p> <p>4 ラジオ広告において燃料消費率を表示する場合は、規約第5条第4号に定める「当該値は、一定の試験条件下での数値であり、実際の走行条件等により異なる旨」の表示を省略することができるものとする。</p> <p>5 インターネット(主要諸元として表示する場合を除く。)及び新聞、雑誌等の広告等に燃料消費率を表示する場合は、交流電力量消費率及びWLTCモードに基づく市街地、郊外及び高速道路の各モードの燃料消費率の表示を省略することができるものとする。</p> <p>第21条～第29条(略)</p> | <p>第1条～第19条(略)</p> <p>第20条 規約第5条第4号の「燃料消費率」とは、ガソリン等の燃料を使用する自動車の場合は、燃料1リットル当たりの走行距離を、電気自動車の場合は、一充電走行距離及び交流電力量消費率を、プラグインハイブリッド自動車の場合は、ハイブリッド燃料消費率、交流電力量消費率及び等価EVレンジをいう。</p> <p>2 規約第5条第4号の「公式テスト値」とは、道路運送車両法第75条の規定に基づき国土交通大臣の指定を受けた数値をいう。</p> <p>3 規約第5条第4号の「公的第三者によるテスト値」とは米国環境保護局(EPA)等のテスト結果に基づく数値をいう。ただし、国内市販車の仕様と異なるものを使用したテスト結果である場合にはその旨を付記するものとし、この場合にはアイキャッチャー又はメインのキャッチフレーズとして用いてはならないものとする。</p> <p>4 ラジオ広告において燃料消費率を表示する場合は、規約第5条第4号に定める「当該値は、一定の試験条件下での数値であり、実際の走行条件等により異なる旨」の表示を省略することができるものとする。</p> <p>5 インターネット(主要諸元として表示する場合を除く。)及び新聞、雑誌等の広告等に燃料消費率を表示する場合は、交流電力量消費率及びWLTCモードに基づく市街地、郊外及び高速道路の各モードの燃料消費率の表示を省略することができるものとする。</p> <p>第21条～第29条(略)</p> |

■中古車に関する施行規則改正(案)の変更(案)【新旧対照表】 ※朱記変更箇所

| 改正案(変更後) | 改正案(変更前) |
|---|--|
| <p>第1条(略)</p> <p>第2条 規約第11条第1項の「明瞭に表示する」とは、次のことをいうものとする。</p> <p>(1) <u>A4判以上の用紙若しくはボード(以下「用紙」という。)、又は画面の大きさが11インチ以上の電子機器を用いて表示すること。</u></p> <p>(2) <u>表示に用いる用紙又は電子機器の画面の大きさに応じ、別表1に定めるポイント以上の大きさで表示すること。</u></p> <p>(3) <u>別表1の各表示事項の文字の大きさは、別表1の「分類」に応じて、次の条件を満たすこと。</u> <u>分類1の文字の大きさ > 分類2の文字の大きさ ≥ 分類3の文字の大きさ ≥ 分類4の文字の大きさ ≥ 分類5の文字の大きさ</u></p> <p>(4) <u>ゴシック体等の視認性の高いフォントを用いて表示すること。背景の色と文字の色とは対照的な色とすること。また、文字間余白、行間余白、各項目の配置について視認性を確保すること。</u></p> | <p>第1条(略)</p> <p>第2条 規約第11条第1項の「明瞭に表示する」とは、次のことをいうものとする。</p> <p>(1) <u>縦21.0センチメートル、横29.6センチメートルのA4判以上の用紙若しくはボード(以下「用紙」という。)、又は画面の大きさが11インチ以上の電子機器を用いて表示すること。</u></p> <p>(2) <u>表示に用いる用紙又は電子機器の画面の大きさに応じ、別表1に定めるポイント以上の大きさで表示すること。用紙がA3判未満であつて、B4判、A4判以外の大きさである場合には、別表1「A3判以上」欄のポイントを当該用紙の大きさに比例して減じたポイント以上の大きさとすること。</u></p> <p>(3) <u>別表1の分類1の事項は、他の分類の事項よりも大きい文字で表示すること。分類2から分類5までの事項は、昇順に同等又はより小さい文字で表示すること。</u></p> <p>(4) <u>ゴシック体等の視認性の高いフォントを用いて表示すること。背景の色と文字の色とは対照的な色とすること。また、文字間余白、行間余白、各項目の配置について視認性に留意すること。</u></p> |
| <p>第3条～第21条(略)</p> | <p>第3条～第21条(略)</p> |

別表1 ※朱記変更箇所

| 規約第 11 条第 1 項の表示事項 | 分類 | 文字の大きさ(単位:Pt) ※1 | | | | |
|-------------------------|------------------------------------|------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|----|
| | | 用紙、ボード※2 | | | 画面 11 インチ の電子機器 | |
| | | A3 判 以上 | A3 判未満 ～ B4 判以上 | B4 判未満 ～ A4 判以上 | | |
| (1) 車名及び主な仕様区分 | — | 24 | 20 | 17 | 17 | |
| (2) 初度登録年月 | 4 | 18 | 15 | 12 | 12 | |
| (3) 販売価格 | 「支払総額」(中古車施行規則 第 6 条第 1 項の販売価格) | 1 | 76 | 76 | 76 | 76 |
| | 「車両価格」及び「諸費用」 | 2 | 28 | 28 | 28 | 28 |
| (4) 走行距離数 | 3 | 24 | 20 | 17 | 17 | |
| (5) 自家用、営業用、レンタカー、その他の別 | 4 | 18 | 15 | 12 | 12 | |
| (6) 自動車検査証の有効期限 | 4 | 18 | 15 | 12 | 12 | |
| (7) 前使用者の点検整備記録簿の有無 | 4 | 18 | 15 | 12 | 12 | |
| (8) 保証の有無 | 「保証付き」又は「保証なし」 | 2 | 28 | 24 | 19 | 19 |
| | 「保証の内容」及び「保証期間 又は保証走行距離数」 | 3 | 24 | 20 | 17 | 17 |
| (9) 定期点検整備実施の有無 | 2 | 28 | 24 | 19 | 19 | |
| (10) 修復歴 | 3 | 24 | 20 | 17 | 17 | |
| 上記以外の付記等 | 5 | 15 | 13 | 10 | 10 | |

※1 文字の大きさ(ポイント)は、日本産業規格 Z8305(1962)による。

※2 用紙、ボードのサイズ(A3判、B4判、A4判)は、日本産業規格 P0138(1998)による。

■中古車に関する施行規則改正(案)【新旧対照表】 ※朱記変更箇所

| 改正案 | 現行規則 |
|--|---|
| <p>第1条～第13条(略)</p> <p>第14条 規約第11条及び第12条に規定する「修復歴(車体の骨格に当たる部位の修正及び交換歴)」とは、販売する中古自動車について、次に掲げる車体の骨格に当たる部位を修正及び交換することにより復元されたものをいう。</p> <p><u>①サイドメンバー・フレーム</u></p> <p>②クロスメンバー</p> <p><u>③インサイドパネル</u></p> <p><u>④ピラー</u></p> <p>⑤ダッシュパネル</p> <p>⑥ルーフパネル</p> <p>⑦フロアパネル</p> <p>⑧トランクフロアパネル</p> <p>第15条～第21条(略)</p> | <p>第1条～第13条(略)</p> <p>第14条 規約第11条及び第12条に規定する「修復歴(車体の骨格に当たる部位の修正及び交換歴)」とは、販売する中古自動車について、次に掲げる車体の骨格に当たる部位を修正及び交換することにより復元されたものをいう。</p> <p>①フレーム(サイドメンバー)</p> <p>②クロスメンバー</p> <p>③フロントインサイドパネル</p> <p>④ピラー(フロント、センター及びリア)</p> <p>⑤ダッシュパネル</p> <p>⑥ルーフパネル</p> <p>⑦フロアパネル</p> <p>⑧トランクフロアパネル</p> <p>第15条～第21条(略)</p> |